

## 2. 目標達成のための施策の実施状況

## ○ごみ処理基本計画 施策と進捗状況

基本方針	施策		令和3年度		令和4年度
			実施状況	評価	実施状況（途中経過）
ごみの排出抑制	ごみ処理手数料の適正化	平成19年度の手数料改定以降における消費税の増税等の影響を考慮し、手数料の最適化を図ります。特に事業系ごみに対して見直しを行います。	事業系ごみ処理手数料の第1段階改正を10月より実施	○	生活系ごみ処理手数料手数料を4月より改定 不燃産業廃棄物の総量規制を4月より実施 事業系ごみ処理手数料の第2段階改正を10月より実施
	環境出前講座（ごみの分け方・出し方）の実施	自治会をはじめ、各種団体の要望に応じ、環境出前講座を実施します。	実施1件（300人）、資料送付1件、ビデオ講座1件 ※コロナ感染症拡大により申込件数が減少	○	実施5件（98人：予定）
	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進について広報誌・ホームページなどによりPRします。	家庭ごみの分け方・出し便利帳にて、ごみの廃棄方法を周知する中でリサイクルを推進 個別の周知は未実施	△	関連記事を広報みずなみ12月号に掲載予定
	分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成	毎年、ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し便利帳を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。	3月に市内全戸配布	○	3月1日号の広報みずなみと併せて全戸配布予定
	市の処理する産業廃棄物の見直し	現在、市が処理している産業廃棄物の種類の見直しを行います。	4月より陶土くずと医療廃棄物を除外	○	不燃産業廃棄物の総量規制を4月より実施【再掲】
資源化の促進	資源集団回収の促進	小中学校PTA等が実施する資源集団回収について、促進を図るための検討を行います。	小中学校PTA等が実施する資源集団回収8校・9回実施 ※コロナ感染症拡大により実施数が減少（令和元年度 9校・17回実施）	△	小中学校PTA等が実施する資源集団回収5校・5回実施 ※コロナ感染症拡大により実施数が減少
	資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等によるさらなる啓発を行い、リサイクル率の向上を図ります。特に古紙類の資源化を積極的に推進します。	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等により啓発 古紙類の資源化の積極的な推進は未実施	△	関連記事を広報みずなみ12月号に掲載予定【再掲】
	使用済小型家電回収品目の拡充	使用済小型家電の回収品目を増やし、再資源化を図るとともに、回収方法についても検討を行います。	未実施	×	小型家電ボックスにて無料回収された品目の中には資源売却できない品もあるため、品目を見直し
	刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用	刈草や樹木の剪定枝等について、堆肥化による農業等への還元を行い、利用促進を図ります。	草の処理量1,098㎡ 堆肥化による還元量565㎡	○	令和3年度と同等程度の見込み
	再使用できる家具等の譲渡会の開催	再使用できる家具等の譲渡会を開催することでリユースの推進を図ります。	未実施	×	リユースの推進方法について検討
廃棄物の適正処理	ごみ処理施設の適切な運営	可燃物焼却施設から排出されるガスなどについて排出基準を順守します。エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3（一般廃棄物処理施設の維持管理等）に基づき、施設が長期的に安定した機能を適正に維持し、安全な運転操作が保持できることを目的に機能検査及び法定検査を実施している。	○	令和3年度と同様
	ごみ処理施設の長寿命化	不燃物最終処分場の延命化を図ります。	事業系ごみ処理手数料の第1段階改正を10月より実施【再掲】	○	不燃産業廃棄物の総量規制を4月より実施【再掲】 事業系ごみ処理手数料の第2段階改正を10月より実施【再掲】
	廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化・資源化を推進します。	2回開催（10月、2月【書面開催】）	○	11月開催
	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、指導を行います。	通報のあった野焼きについて調査・指導を24件実施	△	通報のあった野焼きについて調査・指導を7件実施
	不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化	環境パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所に啓発看板を設置するなど対策を検討します。 各自治会に、ポイ捨て禁止なおの看板を配布します。 また、広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発を行います。	環境パトロールを週4日実施 不法投棄物の回収を月2回実施 広報誌による啓発は未実施	△	環境パトロールを週4日実施 不法投棄物の回収を月2回実施 環境美化推進員30名を委嘱

※「評価」…「○」：概ね実施できた、「△」：実施したが十分とはいえない、「×」：未実施